



○長野県告示第451号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により県が実施した公共下水道工事は、次のとおり完了した。

平成14年 8 月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 公共下水道の名称

中条村特定環境保全公共下水道

2 工事の区域又は区間

(1) 幹線管渠

ア 名称

中条幹線

イ 工事の区間

上水内郡中条村大字日高339番地1地先から大字日高446番地1地先まで

(2) 終末処理場

ア 名称

中条浄化センター

イ 工事の区域

上水内郡中条村大字日高330番地2、340番地1、341番地、342番地1、342番地2、343番地3、344番地1、345番地及び346番地1

3 工事の内容

幹線管渠及び終末処理場

4 工事の完了の日

平成14年 8 月9日

下水道課

○長野県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

1(1) 路線名 飯島飯田線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡飯島町大字七久保2252番地先から

上伊那郡飯島町大字七久保2252番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月29日

2(1) 路線名 栗林宮田停車場線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市東伊那6350番の3地先から

駒ヶ根市東伊那5368番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月29日

3(1) 路線名 車屋大久保線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市東伊那6593番の1地先から

駒ヶ根市東伊那6325番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月29日

道路維持課

○長野県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 栗林宮田停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市東伊那6350番の3地先から 駒ヶ根市東伊那5368番の3地先まで	旧	m 5.9~18.0	km 1.1360
同 上	新	14.3~37.3	0.1328

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 車屋大久保線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市東伊那6593番の1地先から 駒ヶ根市東伊那6325番の3地先まで	旧	m 3.9~12.7	km 2.3033
同 上	新	3.9~34.0	2.3308

道路維持課

○長野県告示第454号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供する。

平成14年8月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 依田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成14年8月29日

3 廃川敷地等の位置

小県郡和田村字巾下2907番1、2907番2、2907番3、2909番1、2910番1、字小日影4361番2、4361番3、4362番1及び4362番6の各地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 935.77平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課

○選告示第54号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正する。

平成14年8月29日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

35,277
587,948
12,167
16,601
20,985
12,630
25,312
19,127
11,343
15,083
26,259
9,845
11,307
7,122
15,415
95,513
54,530
32,572
15,200
28,201
14,124
19,743
11,882
16,228

別表中

を

35,356
589,266
12,173
16,680
21,018
12,658
25,376
19,146
11,341
15,149
26,393
9,888
11,335
7,132
15,418
95,704
54,569
32,593
15,220
28,267
14,183
19,765
11,911
16,273

に改める。

8,887	8,913
11,279	11,298
8,322	8,318
9,297	9,306
14,416	14,474
16,690	16,804
10,498	10,515
17,379	17,455

選挙管理委員会